

# 参 考 资 料

## 短時間労働者への雇用保険の適用基準について

### 現行制度

短時間就労者(その者の1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、40時間未満である者をいう。)については、次のいずれにも該当するときに限り被保険者として取り扱う。

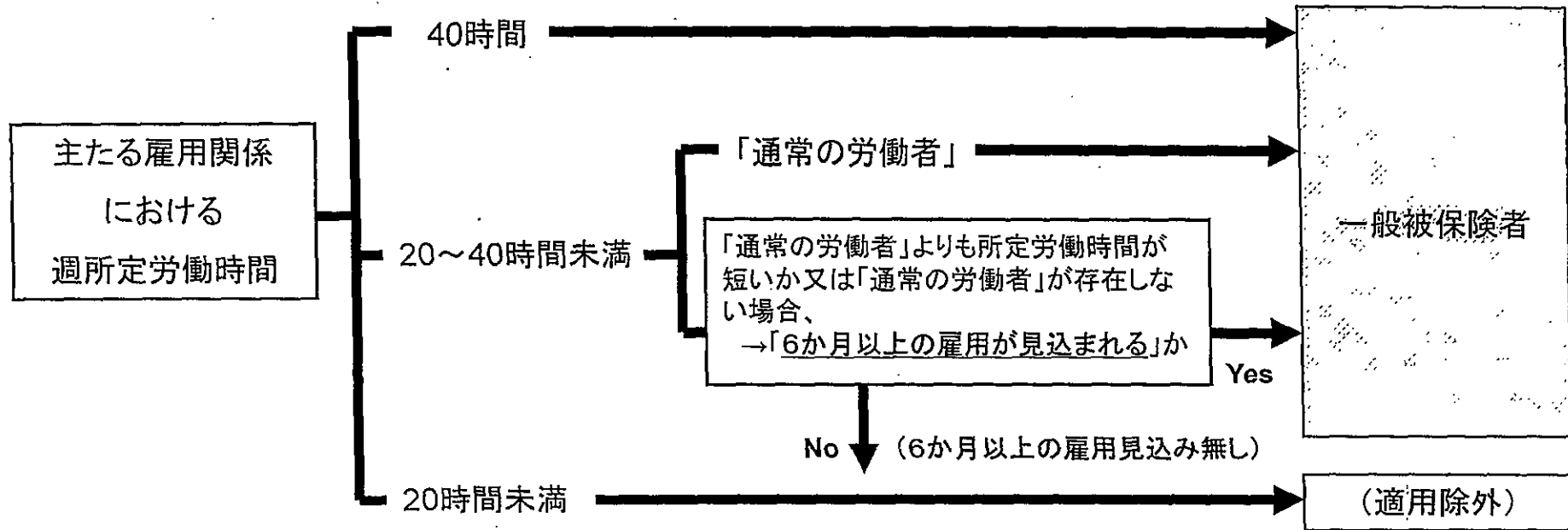
- イ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ロ 反復継続して就労する者であること(6か月以上引き続き雇用されることが見込まれること。)

### 考え方

雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度であり、その趣旨にかんがみ、保護の対象とする労働者を一定の者に限っている。

一般に保険とは、同種類の偶発的な事故による危険にさらされている人々がこの危険の分散を図るために危険集団を構成するものであるが、雇用保険制度においては、この同種類の危険にさらされている人々の範囲を考慮し、上記の取扱としている。

# 雇用保険の適用基準(一般被保険者)



(注)日雇労働者及び季節労働者(短期雇用特例被保険者)には、それぞれ特別の被保険者資格を設けている。

- 〈適用除外〉
- ① 65歳に達した日以後に新たに雇用される者
  - ② 短時間労働者であって、季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者(日雇労働被保険者に該当する者を除く。)
  - ③ 日雇労働者であって、適用区域に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
  - ④ 4ヵ月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
  - ⑤ 船員保険の被保険者
  - ⑥ 国、都道府県、市町村等に正規職員として雇用される者

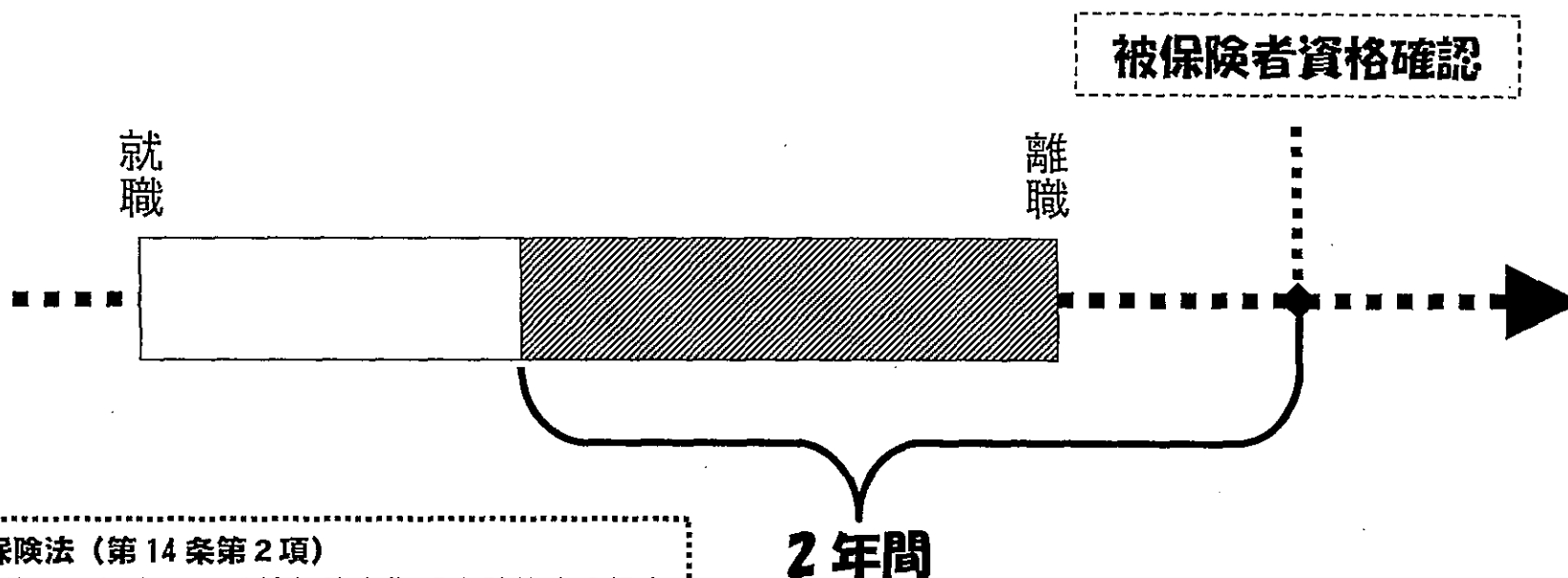
## 雇用者の内訳（試算）

|              | 20'雇用者の内訳 |      |
|--------------|-----------|------|
| 雇用者数         | 5,539万人   |      |
| 会社の役員        | 379万人     | 適用除外 |
| 65歳以上の者（注）   | 134万人     | 適用除外 |
| 公務員          | 349万人     | 適用除外 |
| 雇用保険被保険者     | 3,777万人   |      |
| 週20時間以上の雇用者  | 364万人     |      |
| 雇用期間6月以上1年未満 | 109万人     |      |
| 雇用期間6月未満     | 255万人     | 適用除外 |
| 週20時間未満の雇用者  | 413万人     | 適用除外 |
| 昼間学生アルバイト    | 123万人     | 適用除外 |

（注）「65歳以上の者」は、役員及び高年齢継続被保険者を除く。

# 遡及適用について

- 遡及適用の際、被保険者期間の計算に当たっては、被保険者資格の確認を行った日から2年前までの期間が被保険者期間の計算の対象となります。

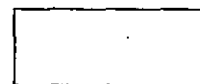


## 雇用保険法（第14条第2項）

- 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。
- 二 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日前における被保険者であつた期間



被保険者期間となる期間



被保険者期間とならない期間

# 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

|                     | 5年度    | 6年度    | 7年度     | 8年度     | 9年度     | 10年度    | 11年度     | 12年度     | 13年度    |
|---------------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|---------|
| 収 入                 | 18,187 | 17,797 | 18,593  | 18,414  | 19,423  | 17,397  | 17,317   | 16,239   | 23,830  |
| うち保険料収入             | 12,266 | 12,270 | 12,457  | 12,650  | 12,923  | 12,929  | 12,335   | 12,164   | 18,251  |
| うち失業等給付に係る<br>国庫負担金 | 2,790  | 2,490  | 3,374   | 3,273   | 4,388   | 3,078   | 4,012    | 3,354    | 4,884   |
| 支 出                 | 16,127 | 17,996 | 20,221  | 21,358  | 23,203  | 27,018  | 27,806   | 26,660   | 27,275  |
| 差 引 剩 余             | 2,061  | ▲ 199  | ▲ 1,628 | ▲ 2,944 | ▲ 3,780 | ▲ 9,621 | ▲ 10,489 | ▲ 10,421 | ▲ 3,445 |
| 積 立 金 残 高           | 47,527 | 47,328 | 45,699  | 42,755  | 38,975  | 29,354  | 18,865   | 8,443    | 4,998   |

(単位：億円)

|                     | 14年度   | 15年度   | 16年度   | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度   | 21年度<br>(一次補正後) | 22年度<br>概算要求(8月) 概算要求(10月) |         |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------|----------------------------|---------|
| 収 入                 | 25,886 | 25,321 | 25,377 | 28,978 | 28,764 | 22,214 | 22,896 | 16,665          | 23,495                     | 26,496  |
| うち保険料収入             | 19,211 | 20,242 | 20,435 | 23,856 | 24,528 | 19,402 | 19,664 | 13,697          | 20,048                     | 20,408  |
| うち失業等給付に係る<br>国庫負担金 | 6,417  | 4,494  | 4,267  | 3,462  | 1,953  | 1,190  | 1,604  | 2,387           | 2,942                      | 5,583   |
| 支 出                 | 26,820 | 21,321 | 17,416 | 16,972 | 15,261 | 14,917 | 15,907 | 24,618          | 29,174                     | 30,159  |
| 差 引 剩 余             | ▲ 934  | 4,000  | 7,962  | 12,006 | 13,503 | 7,297  | 6,989  | ▲ 7,952         | ▲ 5,680                    | ▲ 3,663 |
| 積 立 金 残 高           | 4,064  | 8,064  | 16,026 | 28,032 | 41,535 | 48,832 | 55,821 | 47,868          | 42,189                     | 44,206  |

(注) 1. 21年度及び22年度の予算の「支出」には、予備費(21' 720億円、22' 要求(8月) 1,360億円、22' 要求(10月) 1,430億円)が計上されている。

2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。

3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険二事業（三事業） 関係収支状況

（単位：億円）

|             | 18年度  | 19年度   | 20年度   | 21年度<br>一次補正後 | 22年度     |           |
|-------------|-------|--------|--------|---------------|----------|-----------|
|             |       |        |        |               | 概算要求（8月） | 概算要求（10月） |
| 収 入         | 5,401 | 5,168  | 5,230  | 5,203         | 5,143    | 5,234     |
| 支 出         | 3,578 | 3,195  | 5,649  | 11,911        | 8,007    | 7,640     |
| 雇用安定事業      | 1,448 | 1,846  | 4,362  | 10,170        | 6,162    | 5,965     |
| 能力開発事業      | 1,345 | 1,294  | 1,262  | 1,548         | 1,501    | 1,331     |
| 雇用福祉事業      | 773   | -      | -      | -             | -        | -         |
| 差 引 剩 余     | 1,823 | 1,972  | ▲ 419  | ▲ 6,708       | ▲ 2,863  | ▲ 2,406   |
| 安 定 資 金 残 高 | 8,706 | 10,679 | 10,260 | 3,552         | 689      | 1,146     |

（注） 1. 雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置として、平成19年度予算51億円（決算44億円）、平成20年度予算19億円（決算18億円）、平成21年度予算9億円、

平成22年度概算要求（8月）8億円、同要求（10月）7億円が計上されている。

2. 21年度、22年度の「支出」には、予備費（21' 170億円、22' 要求（8月及び10月） 330億円）が計上されている。

3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険料率は、原則19.5/1000（失業等給付分:16/1000(労使折半)、二事業分:3.5/1000(事業主負担))
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

## 失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ (\rightarrow 12/1000 \text{まで}) \end{array}$$
$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ (\rightarrow 20/1000 \text{まで}) \end{array}$$

[ ※ 20年度決算額による計算 = 4.70 → 平成22年度の保険料率を12/1000まで引下げ可能 ]

## 雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ (\rightarrow 3/1000 \text{まで}) \end{array}$$

[ ※ 20年度決算額による計算 = 1.66 → 法改正をしなければ平成22年度の保険料率は3/1000まで引き下がる ]



# 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 (平成21年12月8日閣議決定)について(抄)

## 1. 雇用—緊急対応策を強化するとともに、雇用戦略を推進する。

### <緊急対応>

#### (1)雇用調整助成金の要件緩和

企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を本年12月から緊急的に実施する。

##### <具体的な措置>

##### ○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

- ・雇用調整助成金の「生産量要件」について、現行要件に加え、赤字の企業については企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とすることとし、本年12月から実施する。

#### (2)貧困・困窮者支援の強化

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにするため、支援策を強化する。

##### <具体的な措置>

##### ○実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立

- (オ)職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討(後述)

#### (3)新卒者支援の強化

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロスト・ジェネレーション」をつくらないようにする。

##### <具体的な措置>

##### ○未就職卒業者の就職支援の強化

- (イ)「未就職卒業者向け」職業訓練の実施及び訓練・生活支援給付の拡充・緊急人材育成支援事業を活用し、未就職卒業者向け職業訓練コースを設置。あわせて、訓練・生活支援給付に係る対象者の拡充を図る。

## ＜成長戦略に向けての布石＞

緊急対応として、雇用維持・確保を中心とする「守り」を強化する一方で、「攻め」の取組として、雇用・生活保障システムの確立をはじめ積極的な雇用戦略を展開する。

### (1)雇用・生活保障システムの確立

#### ○トランポリン型の「第2のセーフティネット」の確立

- ・ 非正規労働者や長期失業者等に対し、職業訓練とその期間中の生活保障を行う求職者支援制度の創設に向けた検討

#### ○雇用保険制度の機能強化

- ・ 非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大について検討を進める。
- ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成 22 年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成 21 年度補正予算において対応する。
- ・ 平成 23 年度以降については、平成 23 年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。